

虎賁班劍考

——漢六朝の恩賜・殊禮と故事——

石 井 仁

はじめに

第一節 虎賁班劍賜與の起源

第二節 殊禮の中の虎賁班劍

(一) 九錫中の虎賁

(二) 「霍光の故事」による葬禮と虎賁班劍

第三節 東晉・南北朝における虎賁班劍の賜與

(一) 虎賁班劍六十人と甲仗百人入殿——「諸葛亮の故事」

(二) 「王弘の故事」と「尉元の故事」

(三) 虎賁班劍賜與の終焉

おわりに

はじめに

六朝史を論じる際のキーワードに皇帝權力の弱體化がある。それは同時に、秦漢以來の國家體制との不連續というジレンマを生じさせている。もちろん、前後の秦漢・隋唐兩帝國の盤石な體制に比べ、分裂状態にあった六朝の諸政權が強力

な支配を行使し得なかつたのは紛れもない事實である。また、貴族制の隆盛が示すように、基層社會に變化が起きたことも、ほぼまちがいない。

しかし、そのことが即ちに國家體制の變容を意味するの否かについては、慎重に判斷を下す必要がある。近年の禮制研究の諸成果が示すように⁽¹⁾、六朝の皇帝權力は決して特異な形態をとるものではなく、秦漢から隋唐へと至る、繼承・發展（衰退した面も含め）の軌跡の上に位置づけられる。六朝期の國家體制の全容に迫るには、劇的な變化の事象、ないし特異性を論じるだけでなく、秦漢の何を殘し、それを隋唐に如何に傳えたのか、取捨選擇の過程を解明することが重要な課題になりつつある。

禮制のなかでも、これまでほとんど看過されてきた分野に「恩賜」がある。有形・無形を問わず、天子から臣民に賜與される恩典をさす⁽²⁾。前近代における贈與は一種の經濟活動・經濟行爲でもあり、とくに贈與者が天子であれば、國家財政の問題ともリンクする⁽³⁾。しかも、天子と特別な關係にある臣下——諸侯王や功臣・權臣に對する恩賜には、ある種の共通性が存在したように思われる。それらは「殊禮」と稱される場合が多い⁽⁴⁾。單獨でも用いられるが、複數が同時、かつ融合的に現れるのが一般的である。

たとえば、『晉書』卷六十五・王導傳に、

（王）敦平ぐや〔西曆三三四年、以下同じ〕、始興郡公に進封し、邑は三千戸。絹九千匹を賜る。太保に進位し、司徒たること故の如し。劍履上殿・入朝不趨・讚拜不名たり。固讓す。（明）帝崩するや〔三三五年〕、導復た庾亮等とともに遺詔を受け、共に幼主を輔く。是れ成帝たり。羽葆鼓吹、班劍二十人を加えらる。……咸康五年〔三三九年〕薨す。時に年六十四。帝哀を朝堂に擧ぐること三日、大鴻臚を遣し節を持して喪事を監護せしむ。贈襚の禮は、一に漢の博陸侯〔霍光〕及び安平獻王〔司馬孚〕の故事に依る。葬るに及び、九游輜輶車・黃屋左纛、前後羽葆鼓吹、武賁班劍百人を給す。中興の名臣、與に比と爲すもの莫し。

とあるように、東晉の丞相王導（二七六—三三九）は、その生涯において様々な恩賜を受けたことが確認される。

第一に、「劍履上殿・入朝不趨・贊拜不名」とは、『魏志』卷一・武帝紀・建安十七年（二二二年）正月の條に、天子公（『曹操』）に命じて贊拜不名・入朝不趨・劍履上殿せしむること、蕭何の故事の如し。

とあるように、高祖の第一の功臣とされた相國蕭何（？—前一九三）が賜った故事にもとづく（『漢書』卷五十三・本傳）。天子に拜謁する際、臣下は名諱と呼ばれ、趨（5）小走りで進み、臣某と稱す。帶劍はもちろん、履をはくことも禁じられる。劍履上殿以下は、かかる臣禮の免除を示す。賜與の對象は宰相に限られ、次の「霍光の故事」と雙壁をなす、殊禮中の殊禮である。

第二に、「漢の博陸侯及び安平獻王の故事」とは、功臣に對する國葬の禮をいう。『漢書』卷六十八・霍光傳に、光薨するや、……金錢、綸絮、繡被百領、衣五十篋、璧珠璣玉衣、梓宮・便房・黃腸題湊各々一具、椁木外臧梓十五具、東園溫明を賜ること、皆な乘輿の制度の如し。光の尸柩を載せるに輜輶車の黃屋左纛なるを以てし、材官・輕車・北軍五校の士を發し軍陳して茂陵に至り、以て其の葬を送らしむ。

とあるように、前漢の大司馬大將軍霍光（？—前六八）の葬儀が「乘輿の制度」にならって營まれたことに因む。^{（6）}周知のように、武帝死後、昭帝・昌邑王・宣帝三代に仕え、廢立をおこなうなど、專權をふるった輔政の宰相である。^{（7）}

六朝時代の恩賜に漢の「故事」が數多く存在したこと、^{（8）}のみならず、被賜與者の政治的地位と連動しつつ、一定の體系を形成していたことが窺われる。

ところで、王導の葬儀には「武賁班劍」が支給されている。成帝即位の際に受けた「班劍」はその省略表現とみられる。もちろん、「武賁」は唐高祖の祖父李虎の諱を避けた表記であり、「虎賁」が正しい。『史記』卷三十九・晉世家・文公五年の條・集解に、

賈逵曰く、天子の卒を虎賁と曰う。

とあるように、それは天子の兵卒一般を指す呼稱である。いっぽうの「班劍」は、『宋書』卷十八・禮志五に、

漢の制、天子より百官に至るまで、佩刀せざるはなし。……晉代より以來、始めて木劍を以て刃劍に代う。

とあるように、晉以降、宮廷で用いられるようになった「木劍」をいう。『太平御覽』卷六百八十一・儀式部二・班劍の條に引く『晉公卿禮秩』に、

諸公及び開府して位公に従う者には、虎賁二十人を給し、班劍を持せしむ。

とあるように、虎賁班劍は「班劍を持」つ虎賁の意にはかならない。言いかえれば、虎賁の六朝的表现なのである。

當然、恩賜の虎賁は殊禮にあたる。しかも、王導の事例に端的に示されるように、政治の重要な局面において顕在化する。「班劍二十人」の賜與は明帝の顧命を受けて輔政の任に就いたとき、そして「虎賁班劍百人」は東晉王朝の大黒柱たる、かれ自身の死に對するものであった。

漢六朝史研究に、恩賜もしくは殊禮という分析視角を設定することが可能であれば、それらの様々な局面に現れた虎賁は恰好の素材たり得る。本論は、以上のような觀點から、恩賜としての虎賁に着目し、その實態・變遷を探ろうとするものである。

第一節 虎賁班劍賜與の起源

あらためて、虎賁の意味と由來を確認しておこう。『續漢書』百官志二・虎賁中郎將の條・劉昭注に引く蔡質『漢儀』に、

虎賁舊虎奔に作る。虎の奔るが如きを言うなり。王莽古の勇士に孟賁というものあるを以ての故に名づく。

とあるように、獲物に襲いかかる虎のように獐猛な戰士を意味する「虎奔」を、傳説の勇者孟賁に因み、「虎賁」に改めたという通説は、ほぼ妥當な解釋であろう。

本来、虎賁氏は侍衛と驅馳——武力をもって周王に奉仕する集團（『周禮』夏官・虎賁氏）とされ、『尚書』牧誓・序に、
武王戎車三百兩・虎賁三百人もて、受と牧野に戦う。

とあるように、牧野の戦いにも従軍し、武王の直衛をつとめた、由緒正しき親衛隊だった。「天子の卒」と稱されるゆえ
んである。

臣下への虎賁の賜與が實際に記録に登場するのは、後漢の時代である。『後漢書』列傳三十二・光武十王・中山王劉焉
傳に、

永平二年（五八年）冬、諸王辟雍に來會す。事畢り蕃に歸するや、焉に詔し與に俱に就國せしめ、從わしむるに虎賁
官騎を以てせんとす。焉上疏して辭讓す。顯宗報いて曰く、「……今五國各々官騎百人あり、稱媿前行す。皆な北軍
の胡騎なり。……王其れ辭すること勿れ」と。

とある。漢の正規軍には虎賁という部隊があった。九卿のひとつ光祿勳に所屬し、兵士は虎賁郎という官位を授けられ
る。⁽⁹⁾しかし、中山王が賜った「虎賁官騎」を虎賁郎と考えるのは早計である。このとき入朝した沛王劉輔など「五國」
は、すでに「官騎百人」を保有しており、それらは「北軍胡騎」——五校尉のひとつ長水校尉所屬の胡騎だと明言されて
いるからである。同上列傳四十・孝明八王・梁王劉暢傳に、

永元五年（九三年）、豫州刺史・梁（國）相、暢の不道を舉奏す。……暢慙懼し、上疏し辭謝して曰く、「……自ら謹
敕なる奴婢二百人を選擇せり。其餘の受けし所の虎賁官騎及び諸々の工技・鼓吹・蒼頭・奴婢・兵弩・廐馬は皆な
本署に上還せん。……」と。

とあり、同上列傳四十五・章帝八王・清河王劉慶傳に、

（永元十五年）章陵を祠るに従う。詔して諸王に羽林騎各々四十人を假す。

とあることから、後漢諸王に分與された虎賁官騎は、五校營士や羽林郎など（もちろん虎賁郎も含まれよう）、「本署」——

本来所屬する官署から派遣された禁兵だったことが窺われる。すなわち、虎賁官騎とは天子から賜った騎士という意味なのである。⁽¹¹⁾

また、『續漢書』百官志一・將軍の條に、

長史・司馬皆な一人、千石。……從事中郎二人、六百石。……掾屬二十九人。令史及び御屬三十一人。本注に曰く、
「此れ皆な府の員職なり」と。又、官騎三十人及び鼓吹を賜う。

とあるように、大將軍・驃騎將軍・車騎將軍・衛將軍——「位比公」の將軍、および三公のひとつ太尉にも「官騎三十人」を支給する規定があった（同上・太尉の條・劉昭注に引く應劭『漢官儀』。司徒・司空、および太傅には賜與の規定は見えない。太尉の前身は將軍の加官——大司馬、もとをたせば、將軍と太尉は一體の官職である。前漢の霍光以來、「輔政」の宰相＝大司馬大將軍に虎賁を賜った前例があり、それが太尉・將軍への支給規定につながったのかもしれない。

將相に對する虎賁賜與は、基本的には魏晉時代にも繼承されている。『太平御覽』卷六百八十一・儀式部二・班劍の條に引く『徐邈奏議』に、

公卿故事を案ずるに、「虎賁二十人を給し、（班）劍を持せしむ」と。安平獻王（「司馬孚」は青蓋・九旒・前後鼓吹を加えらるるも、虎賁は亦た二十人なり。此の數に依准するに、東宮の班劍も、當に二十を過ぎざるべし。

とある。東晉の徐邈⁽¹²⁾（三四四—三九七）が引用した「公卿故事」とは、前掲『晉公卿禮秩』の「諸公及び開府して位公に従う者には、虎賁二十人を給し、班劍を持せしむ」という規定を指すのだろう（『晉書』卷二十四・職官志にも同様の記述あり）。表1からも窺われるように、晉代、三公および三公に準ずるもの——開府儀同三司を加えられた將軍・光祿大夫などへの賜與規定が存在したことがわかる。なお、上の『徐邈奏議』によれば、東晉では皇太子の班劍も二十人と考えられていたようである。

すでに述べたように、「班劍」は、晉代以後、宮廷で用いられたレプリカの木製刀劍である。その由來は、『晉書』卷

表1 西晉時代の虎賁官騎賜與

年	姓 名	順	爵 位	官 職	その他の恩賜	備 考	出典巻数
265	司馬孚	20	安平王	太宰・都督中外諸軍事	劍履上殿	佐命の功臣(司馬懿弟)	太平御覽
267	司馬望	30	義陽王	太尉・中領軍	羽葆鼓吹	" (司馬孚子)	晉書 37
267	王 祥	20	睢陵侯	太保	安車駟馬	"・致仕	晉書 33
273	鄭 沖	20	壽光侯	太傅	安車駟馬	"・致仕	晉書 33
277	陳 騫	20?	高平公	大司馬	親兵百人・劍履上殿	"	晉書 35
278	何 曾	20?	朗陵公	太宰	親兵・劍履上殿	"	晉書 33
280	賈 充	30	魯 公	太尉・大都督・録尚書事	黃鉞・羽葆鼓吹	"・吳平定戰の總帥	晉書 40
280	王 湛	10	襄陽侯	輔國大將軍	親兵百人	吳平定の功臣	晉書 42
282	司馬攸	20	齊 王	大司馬	親兵・黃鉞・軒懸之樂	武帝弟・就國	晉書 38
289	李 意	10	祁 侯	特進・金紫光祿大夫		致仕	晉書 41
289	魏 舒	10	劇陽子	司徒	几杖不朝・安車駟馬		晉書 41
290	衛 瓘	20?	菑陽公	太保	親兵百人	佐命の功臣・致仕	晉書 36

※太平御覽—巻554儀式部2『徐邈奏議』,「劍履上殿」=入朝不趨・劍履上殿。

二十五・輿服志に、

晉の世始めてこれに代えるに木を以てす。貴なる者猶お玉首を用い、賤なる者も亦た蚌(珠)・金銀・玳瑁を用て彫飾と爲す。

とあり、『宋史』巻百一・儀衛志六・鹵簿儀服に、

班劍。もと漢朝服帶劍するも、晉木を以てこれに代う。亦た象劍と曰う。裝飾班闌の義を取るなり。

とあるように、玉・蚌珠(トブ貝から取れる眞珠)・金銀などで裝飾をほどこし、「班闌」——まだら模様になることに因むという⁽¹³⁾。

前掲『晉公卿禮秩』の規定は、恩賜の虎賁も班劍所持が義務づけられたことを示し、『晉書』巻三十九・荀勗傳附荀組傳に、

太興の初め、許昌より其の屬數百人を率いて江を渡る。……頃して、組に詔し、太保・西陽王綏と並びに録尚書事たらしめ、各々班劍六十人を加う。

とあり、同上巻九十八・王敦傳に、

敦を以て丞相・江州牧と爲し、爵を武昌郡公に進め、邑は萬戶。太常荀崧をして就きて拜せしむ。又、羽葆鼓吹を加う。……又兼太常應詹をして加黃鉞、班劍武賁二十人、奏事不名・入朝不趨・劍履上殿を拜受せしむ。

とあるように、兩晉交替期を境に、官騎＝虎賁官騎の稱謂は姿を消し、代わ

りに班劍・虎賁班劍という表記が登場する。両者の違いは班劍を所持するか否かの差にすぎず、基本的な性格は恩賜の虎賁という點で一致している。

さて、『晉書』卷三十六・衛瓘傳に、

乃ち詔を下して曰く、「……今其の執る所を聽し、太保に進位し、公を以て就第せしむ。親兵百人を給し、長史・司馬・從事中郎・掾屬を置く。及び大車・官騎・麤蓋・鼓吹、諸々の威儀は、一に舊典の如し。……」と。

とあるように、虎賁（官騎）は實質的な親衛隊と思われる「親兵」と嚴密に區別されている。上に見える「大車」も、いわゆる輿車の類ではない。同上卷二十五・輿服志に、

諸公、朝車駕四・安車黑耳駕三各々一乘、阜輪・犢車各々一乘を給す。祭酒・掾屬より以下令史に及ぶまで、皆な阜零辟朝服たり。其れ武官公には、又別に大車を給す。

とあるように、天子や諸王公の「鹵簿」——行列に用いられた儀仗兵である。同上卷四十・賈充傳に、

吳を伐つの役、充に詔して使持節・假黃鉞・大都督と爲し、六師を總統せしむ。羽葆鼓吹・緹幢・兵萬人・騎二千を給し、左右長史司馬・從事中郎を置き、參軍・騎司馬各々十人、帳下司馬二十人、大車・官騎各々三十人を増す。

とあるように、平吳の役（二七九年）の際、大都督の賈充（二七一—二八二）は「大車・官騎各三十人」を賜與されている。恩賜の虎賁は鹵簿を構成する儀仗兵として用いられたことがわかる。

もちろん、天子から支給された儀仗兵といえども、諸王公の私物に轉化する可能性を秘めており、それ以外の親衛隊とは限りなくボーダーレスだったといわざるを得ない⁽¹⁴⁾。しかも、實際に授受がおこなわれたのか否か、疑問符がつくケースも多い。だが、虎賁を親兵組織、ないし軍制の問題に還元するのは早計である。

『南史』卷四十五・張敬兒傳に、

齊受禪するに及び、侍中・中軍將軍に轉ず。散騎常侍・車騎將軍に遷り、佐吏を置く。高帝崩するや、遺詔もて開府

儀同三司を加えらる〔四八二年〕。……既に開府を得るや、又班劍を望み、人に語りて曰く、「我が車邊猶お班蘭の物を少く」と。

とある。「班蘭物」は班劍の隠語なのだろう。南齊の寒門武人——張敬兒（？—四八五）の無教養さ、俗人ぶりを暴露する逸話であるが、當時、虎賁（班劍）の保有が開府儀同三司の位よりも貴重だったことがわかる。また、『陳書』卷一・高祖紀上に

（承聖三年〔五五四年〕十二月、晉安王〔梁の敬帝〕尋陽より至り、朝堂に入居するや、高祖に班劍二十人を給す。

……〔紹泰元年十月〕壬子、詔して高祖に侍中・大都督中外諸軍事・車騎將軍・揚南徐二州刺史を授け、持節・司空・班劍・鼓吹は並びに故の如し。

とあるように、使持節や司空などの官位とともに、ある種の身分標識と見なされている。さらに、『南史』卷八・梁紀下・簡文帝紀に、

中大通三年〔五三二年〕、徵されて入朝す。未だ至らざるに、昭明太子左右に謂いて曰く、「我晉安王〔梁の簡文帝〕と對突擾道し、我班劍を以てこれに授けるを夢みる。王還らば、當に此を加えられること有るべきか」と。四月、昭明太子薨じ、五月丙申、晉安王を立てて皇太子と爲す。

とあるのは、梁代、虎賁（班劍）の保有が、事實上、皇太子の地位と同義だったことを示している。

これらの事實は、虎賁班劍が單なる儀仗兵・親衛隊の類ではないことはもちろん、すぐれて政治性を帯びた恩賜だったことを窺わせている。

表2 九錫文中の虎賁賜與

被賜与者	時期	爵位	賜与者	内 容	出典(巻数)
曹 操	213	魏公	後漢獻帝	虎賁之士三百人	魏志 1 武帝紀
司馬昭	263	晉公	魏元帝	武賁之士三百人	晉書 2 文帝紀
劉 裕	416	宋公	東晉恭帝	虎賁之士三百人	宋書 2 武帝紀中
蕭道成	479	齊公	宋順帝	虎賁之士三百人	南齊書 1 高帝紀上
蕭 衍	502	梁公	南齊和帝	虎賁之士三百人	梁書 1 武帝紀上
高 洋	550	齊王	北魏孝靜帝	武賁之士三百人	北齊書 4 文宣帝紀
陳霸先	557	陳公	梁敬帝	武賁之士三百人	陳書 1 高祖紀上
楊 堅	581	隋王	北周靜帝	武賁之士三百人	隋書 1 高祖紀上
李 淵	618	唐王	隋恭帝	武賁之士三百人	大唐創業起居注
孫 權	221	吳王	魏文帝	虎賁之士百人	吳志 2 吳主傳
公孫淵	233	燕王	吳大帝	虎賁之士百人	吳志 2 注引江表傳

第二節 殊禮の中の虎賁班劍

(一) 九錫中の虎賁

虎賁を含む最高の殊禮は九錫である。九錫は天子から臣下に賜る九つの器物——車馬・衣服・樂舞(軒懸之樂・六佾之舞)・朱戸・納陛・虎賁・斧鉞・弓矢・藥草酒(秬鬯)を指し、禪讓革命の先づれとされた⁽¹⁵⁾。その際に發布される詔を九錫文というが、現在確認できるものでは、表2に見えるように、曹操(魏の武帝、一五五—二三〇)から李淵(唐の高祖、五六五—六三五)に至るまで、等しく「虎賁之士三百人」と記される。官騎もしくは班劍と表記されないのは、卑俗な言い回しを避けたからなのだろう。

九錫の原型と見なされるのは、新の王莽(前四五—後二三)への殊禮である。『漢書』卷九十九上・王莽傳上に、

(元始)四年〔四年〕春、……有司請うらく、「……公に加えて宰衡と爲す、位は上公。……出れば期門二十人、羽林三十人をして従わしむ。……」と。……策して曰く、「惟れ元始五年〔五年〕五月庚寅、……今九命の錫を加う。……」と。是において莽稽首再拜し、綠韞袞冕衣裳、……朱戸納陛を受く。宗

官・祝官・卜官・史官・虎賁三百人・家令丞各々一人を署し、宗・祝・卜・史官皆な耆夫を置き、安漢公を佐く。：（居攝元年）十二月、群臣奏請すらく、「安漢公宮及び家吏を益し、率更令、廟・殿・廚長丞、中庶子、虎賁以下百餘人を置き、又、衛士三百人を置かんことを。……」と。

とあるように、九錫の序列・内容は未整備であるが、種々の官署とともに「虎賁三百人」の設置が含まれている。王莽の虎賁は宰衡就任時の「期門二十人・羽林三十人」から、九錫の三百人をへ、攝皇帝就位（六年）とともに八百人近くに達したことがわかる。『周禮』夏官・敘官に、

虎賁氏。下大夫二人・中士十有二人、府二人、史八人、胥八十人、虎士八百人。

とあるように、『周禮』が受容されつつあった前漢末頃、天子の虎賁は「八百人」と認識されていたからである。

さらに虎賁三百人の賜與は、『春秋左氏傳』僖公二十八年五月己酉十二日の條に、

王尹氏及び王子虎・内史叔與父に命じ、晉侯に策命して侯伯と爲し、これに大輅の服・戎輅の服、彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千、秬鬯一卣、虎賁三百人を賜わしむ。

とあるように、城濮の戦いで楚を敗り、覇者になった晉文公が、踐土の會盟の際に周王から賜った故事にさかのぼる。⁽¹⁶⁾ いわば、虎賁三百人は霸王の印、保有者がもはや人臣ではないことを示している。

ただ、漢魏交代期、九錫の虎賁が三百人に固定される過程には、前段階があったように思われる。王莽に續く禪讓革命を畫策した後漢の大將軍梁冀（？—一五九）は、『續漢書』百官志一・將軍の條注引『梁冀別傳』に、

元嘉二年（一五二年）、又、冀に禮儀を加う。大將軍朝し、端門若しくは龍門に到らば、謁者をして將引せしむ。掾屬・舍人・官騎・鼓吹各々十人を増す。

とあるように、權力の絶頂期にあった桓帝代初め、種々の恩典とともに「官騎十人」を追加（合計四十人？）⁽¹⁷⁾ されている。同様に、『後漢書』列傳六十四上・袁紹傳上に、

（建安）二年（一九七年）、將作大匠孔融をして節を持し紹に大將軍を拜し、弓矢・節鉞・虎賁百人を錫わり、兼ねて冀青幽并四州を督せしむ。

とあるように、曹操は冀州牧袁紹（？—二〇二）の實力を恐れ、大將軍の位を譲るとともに、如上の殊禮を授けた。これよりさき、同上列傳六十二・董卓傳に、

卓太尉・領前將軍事に遷り、節傳・斧鉞・虎賁を加えられ、更めて鄴侯に封ぜらる。……尋で卓を進めて相國と爲し、入朝不趨・劍履上殿たらしむ。

とあるように、中平六年（一八九年）、朝政を掌握した董卓（？—一九二）も「節傳・斧鉞・虎賁」を受けている。虎賁數は明記されないが、殊禮の構成は袁紹の場合と酷似する。⁽¹⁸⁾ おそらく、兩者の記事には脱落があり、周の諸侯が賜った彤弓矢・旅弓矢・黃鉞・秬鬯の「三賜」（『禮記』王制）をふまえたものだったと考えられる。これに虎賁を加えれば、晉文公の故事になり、車騎・衣服・樂舞・朱戸・納陛をもって九錫がととのう。

表2下段に見えるように、孫權（一八二—二五二）が魏文帝から、公孫淵（？—三三八）が孫權から受けた九錫中の虎賁百人は、九錫確立以前の痕跡なのだろう。後漢諸王に分與された百人も同様の觀點から理解できる。魏晉以後、單獨で百人を與えられたのは、魏の太傅司馬懿（二七九—二五二）と、趙王司馬倫の篡奪を支持し、王莽とおなじ超宰相——「阿衡」を授けられた西晉の梁王司馬彤（司馬懿の子、？—三〇二）の二人にすぎない（『晉書』卷一・宣帝紀、同卷二十八・宣王傳）。事實上、虎賁百人は天子と人臣の境界線上に位置し、九錫につながる可能性も秘める。ゆえに、人臣への生前賜與は早々に封印され、葬禮にのみ限定されることとなった。それが「霍光の故事」である。

（二）「霍光の故事」による葬禮と虎賁班劍

表3は「霍光の故事」に比せられた葬禮の一覽である。前漢から南北朝末に至るまで、約六百年續いたことが確認され

表3 霍光の故事

片居	姓 名	爵 位	官職(禮)	内 容	出典巻数
前68	霍 光	博陸侯	大將軍	載戸以輜輶車・黃屋左纓・發材官輕車北軍五校士軍陳至茂陵。	漢書 68
44	吳 漢	廣平侯	大司馬	如大將軍霍光故事。	後漢書 8
58	劉 彊	東海王		贈以殊禮・升龍・旄頭・鸞輅・龍旂・虎賁百人。	後漢書 32
83	劉 蒼	東平王	驃騎將軍	加賜鸞輅乘馬・龍旂九旒・虎賁百人。	後漢書 32
106	劉 慶	清河王		賜龍旂九旒・虎賁百人・儀比東海恭王。	後漢書 45
115	鄧 弘	西平侯	驃騎將軍	禮儀如霍光故事。	後漢書 6
223	曹 彰	任城王		賜鸞輅・龍旂・虎賁百人・如漢東平王故事。	魏志 19
251	司馬懿	舞陽侯	相國	喪葬威儀依漢霍光故事。	晉書 1
255	司馬師	舞陽侯	大司馬	依霍光故事。	晉書 2
272	司馬孚	安平王	太宰	皆依漢東平憲王蒼故事。給鑾路・輕車介士武賁百人…前後鼓吹。	晉書 37
282	賈 充	魯 公	太宰	前後羽葆鼓吹…武賁輕車介士・葬禮依霍光及安平獻王故事。	晉書 40
283	司馬攸	齊 王	大司馬	喪禮依安平王孚故事。	晉書 38
291	司馬亮	汝南王	太宰	喪葬之令如安平獻王孚故事。	晉書 59
291	司馬柬	秦 王	大將軍	葬禮如齊獻文王攸故事。	晉書 64
301	司馬彤	梁 王	太宰	喪葬依汝南文成王亮故事。	晉書 38
339	王 導	始興公	丞相	一依漢博陸侯及安平獻王故事。	晉書 65
354	苻 雄	魏 王	丞相	葬禮依晉安平獻王故事。	晉書 99
373	桓 溫	南郡公	丞相	依太宰安平獻王・漢大將軍霍光故事・賜九旒鸞輅…武賁班劍百人。	晉書 98
375	王 猛	清河侯	丞相	葬禮一依漢大將軍霍光故事。	晉書 114
385	謝 安	建昌公	太保	加殊禮依大司馬桓溫故事。	晉書 79
404	司馬道子	會稽王	丞相	加殊禮一依安平獻王故事。	晉書 64
420	劉道規	臨川王	丞相	加殊禮・鸞輅九旒・黃屋左纓…前後羽葆鼓吹・虎賁班劍百人。	宋書 51
422	劉道憐	長沙王	太傅	祭禮依晉太宰安平王故事・鸞輅九旒…前後羽葆鼓吹・虎賁班劍百人。	宋書 51
466	劉義恭	江夏王	丞相	給九旒鸞輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	宋書 61
466	沈慶之	始興公	太尉	給鸞輅輜輶車・前後部羽葆鼓吹。	宋書 77
492	蕭 嶷	豫章王	丞相	給九旒鸞輅…前後部羽葆鼓吹・葬送儀依東平王故事。加九錫。	南齊書 22
494	蕭子良	竟陵王	太宰	給九旒鸞輅…虎賁班劍百人・葬禮依晉安平王故事。加九錫。	南齊書 40
494	蕭昭文	海陵王	※廢帝	給…九旒大輅・黃屋左纓・前後部羽葆鼓吹…依東海王故事。	南齊書 5
495	馮 熙	京兆公	大司馬	加黃屋左纓・備九錫・前後部羽葆鼓吹・皆依晉太宰安平獻王故事。	魏書 83 上
495	馮 誕	長樂公	大司馬	加以殊禮・備錫九命・依晉大司馬齊王攸故事。	魏書 83 上
502	蕭 懿	長沙王	丞相	給九旒鸞輅…虎賁班劍百人・葬禮一依晉安平王故事。	梁書 23
502	蕭穎胄	巴東公	丞相	前代所殊禮・依晉王導・齊豫章王故事。	南齊書 38
508	元 勰	彭城王	太師	給鑾輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	魏書 21 下
518	胡國珍	秦 公	相國	加九錫・葬以殊禮・給鑾輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹…	魏書 83 下
519	元 澄	任城王	太傅	加以殊禮・備九錫・依晉大司馬齊王攸故事。	魏書 19 中
525	元 惔	清河王	丞相	加以殊禮…一依彭城武宣王…依漢大將軍霍光故事。備錫九命。	墓誌銘
528	元子正	始平王	相國	鑾輅九旒・黃屋左纓・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍百人。	魏書 21 下
531	爾朱榮	晉 王	相國	加九錫。給九旒鑾輅・虎賁班劍三百人…準晉太宰安平獻王孚故事。	魏書 74
532	元 恭	廣陵王	※廢帝	加以九旒鑾輅・黃屋左纓・班劍百二十人。	魏書 11
547	高 歡	齊 王	相國	凶禮依漢大將軍霍光・東平王蒼故事。…兼備九錫殊禮。	北齊書 2
550	高 澄	齊 王	相國	輜輶車・黃屋左纓・前後部羽葆鼓吹・輕車介士・兼備九錫殊禮。	北齊書 3
566	陳 昌	衡陽王	太宰	葬送之儀一依漢東平憲王・齊豫章文獻王故事。	陳書 14

※後漢書のみ列傳巻数を示す。墓誌銘は『魏清河王元暉墓誌』（洛陽出土歷代墓誌輯編）。

る。言うまでもなく、輔政の宰相・有力諸王を對象とした殊禮である。表中に「○○の故事」と稱されるものも、みな「霍光の故事」のヴァリエーションにすぎない。これらの共通點は、①輜輳車、および黃屋左纛を下賜されること、②前後羽葆鼓吹が葬列に加えられること、③虎賁が葬列を護衛することなどである。葬儀内容が省略されている場合も、ほぼ以上の條件を満たしていたと見てまちがいない。

まず、「輜輳車」とは、『宋書』卷十八・禮志五に、

漢制、大行輜輳車に載す。……漢の霍光より、晉の安平王・齊王・賈充・王導・謝安、宋の江夏王（にいたるまで）、葬るに殊禮を以てせられし者、皆な大輅黃屋（をたまわり）、輜輳車に載せらる。

とあるように、「大行」——天子の遺骸を載せた靈柩車である。車蓋の裏に黃絹をほどこしたものを「黃屋」、旄牛の毛で作った幢を馬車の衡（横木）の左側に立てたものを「左纛」という（『史記』卷七・項羽本紀の正義・集解など）。もちろん、天子の禮である。

次の「前後羽葆鼓吹」は天子の鹵簿を構成した軍樂隊である。『新唐書』卷二十三下・儀衛志下に、⁽¹⁹⁾

大駕鹵簿の鼓吹、前後二部に分かつ。鼓吹令二人・府史二人騎從し、左右に分かつ。前部。……羽葆鼓十二、歌・簫・箛これに次ぐ。……次は後部鼓吹。羽葆鼓十二、歌・簫・箛これに次ぐ。……凡て鼓吹は五部。一は鼓吹、二は羽葆、三は鐃吹、四は大横吹、五は小横吹。總て七十五曲。

とあるように、唐代、天子の鹵簿には「前後二部」の鼓吹があり、「羽葆」は樂器もしくは樂人であるとともに、鼓吹曲の名稱でもあった。

さて、霍光の場合、「材官・輕車・北軍五校士」を動員したというだけで、虎賁數に關する記録はない。表3に見えるように、後漢の東海王劉彊（光武帝の子、二五—五八）、東平王劉蒼（同上、？—八三）、清河王劉慶（章帝の子、七八—一〇六）の葬儀に虎賁百人が賜與され、この數字が標準となったことがわかる。⁽²⁰⁾最終的には西晉の安平王司馬孚（司馬懿の弟、

一八〇—二七二の葬儀によって、輜輶車・黃屋左纛、前後羽葆鼓吹、虎賁班劍百人の組み合わせが確立されたものとみられる。

いっぽう、北魏では、太和十九年に相繼いで亡くなった外戚の馮熙（？—四九五・馮誕（四六七—四九五）父子の葬禮に用いられたように、孝文帝の時代をさかいに登場し、晉南朝と同様、宗室諸王や功臣の葬禮として一般化していたことが窺われる。しかし、北朝では東魏末の高歡（北齊の神武帝、四九六—五四七）・高澄（おなじく文襄帝、五二一—五四九）、南朝では陳の陳昌（陳霸先の子、五三七—五六〇）を最後にとだえ、虎賁百人の追贈も消滅する。

なお、南齊頃から、重臣の葬禮には九錫が加えられるようになり、北魏の爾朱榮（四九三—五三〇）には九錫とともに、「虎賁班劍三百人」が追贈された（『魏書』卷七十四・爾朱榮傳）。管見の限り、虎賁追贈の最大値であるとともに、九錫の虎賁数とも合致する。このことは、九錫と「霍光の故事」による葬禮とが表裏一體の關係にあること、すなわち、天子をしのぐ權力を握った輔政の宰相のうち、禪讓革命までたどりついた幸運な者と、途中で壽命が盡きた者の差異にすぎないことを物語っている。

第三節 東晉・南北朝における虎賁班劍の賜與

（一） 虎賁班劍六十人と甲仗百人入殿——「諸葛亮の故事」

『晉書』卷九十八・桓溫傳に、

溫乃ち帝（『海西公』）を廢して簡文帝を立つ。溫に詔し、諸葛亮の故事に依り、甲仗百人もて入殿せしめ、錢五千萬・絹二萬匹・布十萬匹を賜う。……孝武卽位するに及び、……復た謝安を遣し溫を徵して入輔せしめ、前部（前後部の誤り？）後羽葆鼓吹・武賁六十人を加う。

とあるように、太和六年（三七一年）の廢立から翌年の孝武帝即位に至るまで、東晉の大司馬桓溫（三一三—三七四）が受けた「甲仗百人入殿」、「前後羽葆鼓吹・虎賁六十人」の組み合わせが、「諸葛亮の故事」と呼ばれる殊禮である。⁽²¹⁾ もちろん、『蜀志』卷五・諸葛亮傳・裴松之注に引く『諸葛亮集』に、

詔して亮に金鈇鉞一具・曲蓋一・前後羽葆鼓吹各々一部・虎賁六十人を賜る。

とあるように、建興三年（二五五年）、南中（現在の雲南地方）に出征する蜀の丞相諸葛亮（一八一—一三四）が賜ったことに由來する。⁽²²⁾ 甲仗入殿の記録は缺けるが、出師の挨拶のため参内したときのことと推定される。

權貴の重臣が「甲仗」＝武装兵をしたがえて昇殿するという行爲は、權威の誇示はもちろん、後漢末以來、大將軍の何進（一八九九年、洛陽長樂宮で暗殺）や太師の董卓（一九二年、長安未央殿で暗殺）など、宰相が宮中で暗殺される事件が頻發していたこととも無縁ではあるまい（『後漢書』列傳五十九・何進傳、同列傳六十一・董卓傳）。『晉書』卷四十・楊駿傳に、

后「楊駿の女」乃ち帝に奏し、駿を以て輔政たらしめんとす。……口ずから帝の旨を宣し、遺詔を作らしめて曰く、

「……其れ駿を以て太尉・太子太傅・假節・都督中外諸軍事と爲し、侍中・錄尚書・領前（軍）將軍たること故の如し。參軍六人・歩兵三千人・騎千人を置き、前の衛將軍珧（「楊駿の弟」）の故府に移せよ。若し殿中に止宿し、宜しく翼衛有るべくんば、其れ左右衛の三部司馬各々二十人・殿中都尉の司馬十人を差して駿に給し、兵仗を持して出入するを得しめよ」と。……是より二日にして崩す。駿遂に寄託の重に當り、太極殿に居す。梓宮將に殯せんとするや、六宮出辭するも、而れども駿殿を下らず、武賁百人を以て自衛せり。

とあるように、西晉武帝の顧命を受けた楊駿（？—二九一）は、禁兵五十人を賜り、武装させたまま入殿することを許されるが、これに倍する百人を太極殿に入れ、警戒にあたらせたとする。⁽²³⁾ 明記はされないものの、まさしく「諸葛亮の故事」であり、この殊禮が輔政の宰相を不測の事態から守るという性格も併せもっていたことを物語る。

表4は「諸葛亮の故事」（とそのヴァリエーション）、および虎賁班劍六十人の事例である。ことに桓玄（三六九—四〇

表4 「諸葛亮の故事」および虎賁班劍六十人の賜與

順	姓 名	官 位	内 容・その他	備 考	出典巻数
226	諸葛亮	丞相・録尚書事・益州牧	虎賁六十人 黄鉞 前後羽葆鼓吹	蜀後主の宰相	蜀志 5
318	司馬羊柔	太保・録尚書事・西陽王	班劍六十人 黄鉞 羽葆鼓吹	晉元帝の宰相	晉書 59
318	荀 組	司徒・録尚書事	班劍六十人	"	晉書 39
324	劉 雅	太宰	甲仗百人入殿 班劍六十人 劍履上殿	前趙劉曜の宰相	晉書 103
344	何 充	驃騎將軍・録尚書事・揚州刺史	甲仗百人入殿	晉穆帝の宰相	晉書 77
366	司馬昱	丞相・録尚書事・會稽王	班劍六十人 羽葆鼓吹 劍履上殿	のち晉簡文帝	晉書 9
371	桓 溫	大司馬・都督中外諸軍事・録尚書事	甲仗百人入殿 班劍六十人 羽葆鼓吹	晉孝武帝の宰相	晉書 98
375	謝 安	後將軍・録尚書事・揚州刺史	甲仗百人入殿	"	晉書 79
375	桓 沖	車騎將軍・徐州刺史	甲仗五十人入殿	"	晉書 74
397	司馬道子	太傅・中書監・揚州牧・會稽王	甲仗百人入殿 黄鉞 劍履上殿	晉安帝の宰相	魏書 96
399	司馬元顯	征虜將軍・中領軍・中書令	甲仗百人入殿	"	晉書 64
402	桓 玄	丞相・都督中外諸軍事・録尚書事	甲仗百人入殿 班劍二十人 劍履上殿	のち楚の皇帝	晉書 99
402	桓 玄	太尉・平西將軍・豫州刺史	甲仗二百人入殿 班劍六十人	一	晉書 99
404	劉 裕	鎮軍將軍・徐州刺史	甲仗百人入殿	のち宋武帝	宋書 1
405	何無忌	右將軍・豫州刺史	甲仗五十人入殿	江陵より安岳を不迎	晉書 85
412	諸葛長民	輔國將軍・監太尉留府事	甲仗五十人入殿	劉裕出師中の建康留守	晉書 85
414	劉道憐	左將軍・監太尉留府事	甲仗五十人入殿	" ※劉裕弟	宋書 51
415	劉道憐	中軍將軍・監太尉留府事	甲仗百人入殿	"	"
416	劉穆之	前將軍・尚書左僕射・太尉軍司	甲仗五十人入殿	"	宋書 42
417	徐羨之	建威將軍・尚書僕射	甲仗二十人出入	"	宋書 43
477	蕭道成	鎮軍將軍・中領軍・南 州刺史	甲仗五十人入殿 班劍三十人	宋明帝顧命の臣	南齊書 1
477	袁 粲	衛將軍・尚書令	甲仗五十人入殿 班劍二十人	"	"
477	褚 淵	中軍將軍・中書監	甲仗五十人入殿 班劍二十人	"	"
477	劉 秉	撫軍將軍・中書令	甲仗五十人入殿	"	"
478	蕭道成	太尉・録尚書事	甲仗百人入殿 班劍四十人	のち南齊高帝	南齊書 1
479	蕭道成	太傅・都督中外諸軍事・揚州牧	甲仗五百人出入殿省 班劍四十人	"	"
493	蕭子良	司徒・中書監・揚州刺史・竟陵王	甲仗入延昌殿 班劍二十人	齊武帝顧命の臣	南齊書 40
494	蕭 鸞	驃騎大將軍・録尚書事・揚州刺史	甲仗百人入殿 班劍三十人	のち南齊明帝	南史 5
494	陳顯達	司空・江州刺史	甲仗五十人入殿	齊武帝顧命の臣	南齊書 26
494	徐孝嗣	前將軍・丹陽尹	甲仗五十人入殿 班劍二十人	"	南齊書 44
494	王 晏	後將軍・尚書令	甲仗五十人入殿 班劍二十人	"	南齊書 42
494	蕭 詵	中領軍	甲仗五十人入殿	"	南齊書 42
555	陳霸先	司空・車騎將軍・都督中外諸軍事	甲仗百人出入殿省 班劍二十人	のち陳武帝	陳書 1
566	徐 度	中軍大將軍	甲仗五十人出入殿省	陳文帝顧命の臣	陳書 12
566	吳明徹	鎮前將軍・丹陽尹	甲仗四十人出入殿省	"	陳書 9

※劍履上殿＝讃拜不名・入朝不趨・劍履上殿。

四)以後、百人(以上)を受けたものは、劉裕の弟劉道憐(宋の長沙王、三六七―四二三)を除き、すべて帝位についた。記録のない梁の武帝蕭衍(四六四―五四九)も、當然、受けたにちがいない。五十人以下の事例も、輔政の宰相・重臣で占められている。また、桓玄以前に甲仗百人入殿を賜ったものうち、虎賁の記録がない何充(二九二―三四六)や謝安(三二〇―三八五)、司馬道子(三六四―四〇二)らには虎賁六十人、ぎゃくに虎賁六十人を賜った司馬業(二八四―三二九)、荀組(二五八―三三二)には甲仗百人入殿が付随していた可能性はきわめて高い。

周知のように、先主劉備の顧命を受け、蜀の全權を掌握した諸葛亮は、禪讓革命をおこなうのに十分な聲望と實力をもちながら、臣節を全うした⁽²⁴⁾。魏の曹操以來、輔政の臣がいとも簡単に篡奪をなした情勢下、希有な事例といわねばならない。これにあやかる「諸葛亮の故事」は輔政の臣に絶大な信任を付與する、殊禮中の殊禮であった。

(一) 「王弘の故事」と「尉元の故事」

ところが、桓玄を打倒し、實權を掌握した宋の武帝劉裕(三五六―四二三)は早々に甲仗百人入殿の殊禮を受けながら、『宋書』卷二・武帝紀中に、

(義熙)七年(四一一年)正月己未、……改めて大將軍・揚州牧を授けられ、班劍二十人を給され、本官は悉く故の如し。固辭す。……二月、……天子又前命を申すも、公固辭す。……(八年)十一月……公を太傅・揚州牧に進め、羽葆鼓吹・班劍二十人を加う。(九年二月、固讓)……九月、……天子重ねて前命を申し、公に太傅・揚州牧を授け、羽葆鼓吹・班劍二十人を加う。將吏百餘敦く勸め、乃ち羽葆鼓吹・班劍を受け、餘は固辭す。……(十二年)琅邪王を奉じて北伐す。……(五月)又、公に北雍州刺史を加え、前後部羽葆鼓吹(『南史』卷一・宋本紀による)、班劍を増して四十人と爲す。

とあるように、虎賁班劍の拜受に消極的だったばかりか、人臣としての保有も四十人とどまった。理由は不明である

が、桓玄らの専制を許した「諸葛亮の故事」を、自らの手で葬り去ろうとしたのかもしれない。

現に、『宋書』卷三・武帝紀下・永初三年（四三二年）五月の條に、

又、手詔を爲りて曰く、「朝廷須く復た別の府あるべからず。宰相は揚州（刺史）を帶び、甲士千人を置くべし。若し大臣の中、任要にして、宜しく爪牙を有し以て不祥の人に備うべき者あらば、臺の見隊を以てこれに給すべし。征討あらば悉く配するに臺の見軍隊を以てし、行き還らば舊に復せ。後世、若し幼主あらば、朝事は一に宰相に委ね、母后臨朝するを煩わさず。仗は既に臺の殿門に入るを許さず、要重の人には詳らかに班劍を給すべし」と。

とあるように、臨終の劉裕は詳細かつ具體的な遺詔を残し、宰相や大臣の開府・領兵、母后臨朝とともに、甲仗入殿を禁止した。この措置は奏功したものとみられ、宋末、甲仗入殿のみ復活するものの、虎賁六十人ともなり、完全な形での「諸葛亮の故事」は二度と現れることはなかった。

以後、「劉裕の故事」とでも言うべき四十人が新たな境界線となり、これを受けたものは、表5に見えるように、南齊の高帝蕭道成（四二七—四八二）・武帝蕭嶺（四四〇—四九三）・明帝蕭鸞（四五二—四九八）、梁の武帝蕭衍、および梁の帝位を奪った侯景（五〇三—五五二）のほか、皇太子劉劭の討伐に功績のあった宋の南郡王劉義宣（武帝の子、四一五—四五四）と、宋孝武帝の顧命を受けた江夏王劉義恭（同上、四二三—四六五）——わずか七名にすぎない。

ただし、虎賁六十人の賜與は功臣への追贈となつて残される。それが、『南齊書』卷二十三・褚淵傳に、

又詔して曰く、「……其れ公に太宰を贈り、侍中・錄尚書・（南康）公たること故の如し。節を給し、羽葆鼓吹を加え、班劍を増して六十人と爲す。葬送の禮、悉く宋の太保王弘の故事に依る。諡して文簡と曰う」と。

とあるように、南齊の褚淵（四三五—四八二）が受けた「王弘の故事」と呼ばれる葬禮である。『宋書』卷四十二・王弘傳に、

即ち太保・中書監を贈り、節を給し、羽葆鼓吹を加え、班劍を増して六十人と爲す。侍中・錄尚書・（揚州）刺史た

表5 東晋・南北朝時時代の虎賁班劍賜與（九錫・追贈・六十人以上を除く）①

頁	姓 名	歳	爵 位	官 職	その他の恩賜	備 考	出典巻数
323	王 敦	20	武昌公	丞相・江州牧	羽葆鼓吹・劍履上殿	元帝の叛臣	晋書 98
325	王 導	20	始興公	太保・司徒	羽葆鼓吹	成帝の宰相	晋書 65
370	桓 溫	20	南郡公	大司馬・都督中外・録尚書事・揚州牧	羽葆鼓吹	廢帝の宰相	晋書 98
402	司馬元顯	20	會稽世子	驃騎大將軍・尚書令・揚徐二州刺史	黃鉞	安帝の宰相	晋書 64
402	桓 玄	20	南郡公	丞相・都督中外・録尚書事・揚州牧	甲仗百人入殿	※楚の皇帝	晋書 99
403	卞範之	20	臨汝公	後將軍		桓玄佐命の功臣	晋書 99
403	王 謐	20	武昌公	太保		〃	晋書 65
403	〃	20	武岡侯	司徒・録尚書事・揚州刺史		安帝の宰相	〃
405	司馬遵	20	武陵王	太保		安帝復辟の功臣	晋書 64
413	劉 裕	20	豫章公	太尉・都督中外・録尚書事・揚州刺史	甲仗百人入殿	※宋武帝	宋書 1
416	〃	40	〃	〃	前後羽葆鼓吹	一	〃
422	徐羨之	30	漢壽伯	司空・録尚書事・揚州刺史		宋武帝顧命の臣	宋書 43
422	傅 亮	20	建城公	尚書僕射・中書令		〃	宋書 43
422	謝 晦	20	武昌公	領軍將軍		〃	宋書 44
422	檀道濟	20	永脩公	護軍將軍・丹陽尹		〃	宋書 43
426	劉義康	30	彭城王	驃騎將軍・荊州刺史		※武帝子	宋書 68
426	王 弘	30	建安公	司徒・録尚書事・揚州刺史		文帝の宰相	宋書 42
435	劉義康	30	彭城王	司徒・録尚書事・揚州刺史		一	宋書 68
440	劉義恭	20	江夏王	司徒・録尚書事・太子太傅		※武帝子	宋書 61
453	劉 渙	20	始興王	司徒・録尚書事	羽葆鼓吹	※文帝子	宋書 99
453	劉義宣	40	南郡王	丞相・録尚書事・揚州刺史		※武帝子	宋書 68
453	劉義恭	20	江夏王	太尉・録尚書事	黃鉞・鼓吹	一	宋書 61
453	〃	30	〃	太傅・大司馬		一	〃
453	劉 誕	20	竟陵王	驃騎將軍・荊州刺史		※文帝子	宋書 79
459	柳元景	20	晉安公	驃騎將軍・尚書令・丹陽尹		孝武帝の功臣	宋書 77
464	劉義恭	40	江夏王	太宰・太尉・録尚書事	劍履上殿	一	宋書 61
464	劉楚玉	20	會稽公主		鼓吹	※前廢帝姉	宋書 80
465	劉 禪	20	廬江王	太尉・中書監		※文帝子	宋書 79
465	劉休仁	20	始安王	司徒・尚書令・揚州刺史	三望車・	※文帝子	宋書 72
465	〃	30	〃	〃		一	〃
472	劉休範	30	桂陽王	司空・江州刺史		※文帝子	宋書 79
472	袁 粲	20	興平公	衛將軍・尚書令・丹陽尹	鼓吹	明帝顧命の臣	宋書 89
472	蔡興宗	20	樂安伯	征西將軍・荊州刺史		〃	宋書 57
474	褚 淵	20	零都伯	中軍將軍・中書監・護軍將軍	鼓吹	〃	南齊書 23
476	劉 準	30	安成王	驃騎大將軍・揚州刺史		※宋順帝	宋書 10
477	沈攸之	30	貞陽公	車騎大將軍・荊州刺史		明帝顧命の臣	宋書 74

備考欄の※は帝王，および皇子（皇女）。

表5 ②

頁	姓 名	人 数	爵 位	官 職	その他の恩賜	備 考	出典巻数
477	蕭道成	30	竟陵公	司空・驃騎大將軍・録尚書事	甲仗五十人入殿	※南齊高帝	南齊書 1
478	"	40	"	太尉・録尚書事	甲仗百人入殿	—	"
479	蕭 頊	20	開喜公	中軍大將軍・領軍將軍・尚書僕射		※南齊武帝	南齊書 3
479	"	40	齊公世子		羽葆鼓吹	—	"
480	蕭 嶷	20	豫章王	驃騎大將軍・荊州刺史		※高帝子	南齊書 22
482	褚 淵	30	南康公	録尚書事		高帝佐命の功臣	南齊書 23
482	蕭 嶷	30	豫章王	太尉・中書監・揚州刺史		—	南齊書 22
482	王 儉	20	南昌公	衛將軍・尚書令		高帝佐命の功臣	南齊書 23
487	蕭子良	20	竟陵王	司徒・護軍將軍	鼓吹	※武帝子	南齊書 40
489	蕭昭業	20	南郡王		鼓吹	※南齊廢帝	南齊書 4
493	蕭子良	30	竟陵王	太傅・中書監・揚州刺史	劍履上殿	武帝顧命の臣	南齊書 40
493	蕭 鸞	20	西昌侯	鎮軍將軍・尚書令		※南齊明帝	南齊書 6
494	"	30	宣城公	驃騎大將軍・録尚書事・揚州刺史		—	"
494	"	40	宣城王	太傅・都督中外・揚州牧	黃鉞・劍履上殿	—	"
494	徐孝嗣	20	枝江侯	中軍大將軍・尚書左僕射	甲仗五十人入殿	武帝顧命の臣	南齊書 44
494	王 晏	20	曲江侯	驃騎大將軍・尚書令・太子太傅	甲仗五十人入殿	"	南齊書 42
499	蕭遙光	20	始安王	撫軍大將軍・中書令・揚州刺史	鼓吹	明帝顧命の臣	南齊書 45
499	蕭寶義	20	巴陵王	征北大將軍・南徐州刺史		※明帝子	南齊書 50
502	蕭 衍	40	建安公	大司馬・都督中外・録尚書事・揚州刺史	黃鉞	※梁武帝	梁書 1
550	侯 景	40	河南王	大丞相・都督中外・録尚書事	前後羽葆鼓吹	※漢の皇帝	梁書 56
552	王僧辯	20	永寧公	司徒・尚書令・揚州刺史		元帝の功臣	梁書 45
554	陳霸先	20	長城侯	司空・南徐州刺史		※陳武帝	陳書 1
557	"	30	義興公	丞相・都督中外・録尚書事・揚州牧	甲仗百人入殿	—	"
566	陳 昌	20	衡陽王	驃騎大將軍・湘州牧	鼓吹	※武帝子	陳書 14
566	陳 頊	30	安成王	司徒・都督中外・録尚書事		※陳宣帝	陳書 5
587	陳伯山	10	鄱陽王	鎮衛大將軍		※文帝子	陳書 28
587	陳叔英	10	豫章王	驃騎大將軍・江州刺史	鼓吹	※宣帝子	陳書 28
494	劉 昶	20	宋 王	大將軍		宋の亡命王族	魏書 59
520	元 雍	40	高陽王	丞相・録尚書事・司州牧	羽葆鼓吹	※獻文帝子	魏書 9
528	穆 紹	40	頓丘王	司空・尚書令		孝莊帝の功臣	魏書 27
621	李世民	40	泰 王	天策上將・陝東道大行台	前後鼓吹	※唐太宗	舊唐書 2
621	李元吉	20	齊 王	司空	前後鼓吹	※高祖子	舊唐書 64

※都督中外＝都督中外諸軍事，劍履上殿＝贊拜不名・入朝不趨・劍履上殿。

ること故の如し。諡して文昭公と曰う。

とあるように、宋の王弘（三七九—四三二）が「節」「羽葆鼓吹」「班劍六十人」を追贈されたことに因む。このほか、表6に見える、「褚淵の故事に依」った南齊の王儉（四五—四八九）や梁の臨川王蕭宏（武帝の弟、四七三—五二六）の葬儀も、これと合致する。⁽²⁵⁾ 南朝では諸王以外に「霍光の故事」が用いられた事例はない（宋の沈慶之のみ可能性がある）。「王弘の故事」は、事實上、異姓の人臣が受ける最高の葬禮だったとみられる。

いっぽう、北魏には、『魏書』卷十九下・景穆十二王下・安定王元休傳に、

詔して黃鉞を假し、羽葆鼓吹・虎賁班劍六十三人（四十人の誤り？）を加えること、悉く三老尉元の儀に準ず。高祖親ら送りて出郊し、慟哭して返る。諸王の恩禮比するもの莫し。

とあるように、「尉元の故事」と呼ぶべき葬禮があった。同上卷五十・尉元傳に、

葬むるに殊禮を以てし、羽葆鼓吹・假黃鉞・班劍四十人を給し、帛一千匹を賜う。

とあるように、對南朝戦の名將にして元老、尉元（四一三—四九三）の葬儀に因み、「黃鉞」「羽葆鼓吹」「班劍四十人」の賜與が基本である。表6に見えるように、北朝における重臣の葬禮と位置づけられ、唐初まで繼承されたことが窺われる。

(三) 虎賁班劍賜與の終焉

表5に見えるように、虎賁班劍の賜與は宋齊時代に集中している。これらを伝える『宋書』・『南齊書』が同時代史という点を差し引いても、兩代が全盛期であるのはまちがいない。先に見た宋武帝の遺詔によって、支給基準が明確にされたことも關わるのだろう。⁽²⁶⁾ ところが、梁代、臣下への生前賜與の事例は皆無となり、ようやく侯景の亂の時期に復活する。武帝の在位期間が長く、創業の功臣が早々に死に絶えたこと、輔政の宰相が置かれなかったことが主な理由であろう。

表6 虎賁班劍の追贈（「霍光的故事」を除く）

戸籍	姓 名	人 数	爵 位	官職	内容およびその他の殊礼	備 考	出典巻数
412	劉道規	20	華容公	司徒		※宋武帝弟	宋書 51
432	王 弘	60	建安公	太保	節・羽葆鼓吹	宋文帝の宰相	宋書 42
458	劉 宏	20	建平王	司徒		※文帝子	宋書 72
462	劉延孫	20	東昌侯	司徒	『建康實錄』は「班劍三十人」。	孝武帝の功臣	宋書 78
465	柳元景	30	巴東公	太尉	羽葆鼓吹	"	宋書 77
471	劉休祐	30	晉平王	司徒	三望車	※文帝子	宋書 72
471	劉休若	30	巴陵王	司空	三望車	※文帝子	宋書 72
482	褚 淵	60	南康公	太宰	葬送之禮悉依宋太保王弘故事	南齊高帝佐命の功臣	南齊書 23
487	王 儉	60	南昌公	太宰	葬禮依故太宰文簡公褚淵故事	"	南齊書 23
491	柳世隆	30	貞陽公	司空	鼓吹	"	南齊書 24
494	蕭 曄	20	武陵王	司空	節	※高帝子	南齊書 35
501	徐孝嗣	40	餘干公	太尉	羽葆鼓吹	明帝顧命の臣	南史 15
501	蕭穎胄	30	南豐侯	丞相	前後部羽葆鼓吹…黃屋左纓	和帝の功臣	南齊書 38
515	王 茂	20	望蔡公	太尉	鼓吹	梁武帝佐命の功臣	梁書 9
522	蕭 憺	30	始興王	司徒	羽葆鼓吹	※武帝弟	梁書 22
526	蕭 宏	60	臨川王	大將軍	羽葆鼓吹	"	梁書 22
526	蕭 恢	20	鄱陽王	司徒		"	梁書 22
533	蕭 偉	40	南平王	太宰	羽葆鼓吹	"	梁書 22
557	侯 瑱	20	零陵公	大司馬	羽葆鼓吹	陳武帝佐命の功臣	陳書 9
571	章昭達	20	邵陵公	大將軍		文帝の功臣	陳書 11
493	尉 元	40	山陽公	司徒	葬以殊禮 羽葆鼓吹・黃鉞	北魏孝文帝的元老	魏書 50
494	元 休	63?	安定王	大司馬	悉準三老尉元之儀	※景穆帝子	魏書 19 下
501	元 羽	40	廣陵王	司徒	羽葆鼓吹	※獻文帝子	魏書 21 上
518	元 暉	?	?	司空	羽葆鼓吹	※昭成帝子孫	魏書 15
524	崔 光	?	平恩侯	太傅	依太保廣陽王故事 羽葆鼓吹	孝明帝の功臣	魏書 67
606	楊 素	40	越 公	太尉	輜輶車・前後羽葆鼓吹	平陳の功臣	隋書 48
616	宇文述	40	許 公	司徒	輜輶車・前後羽葆鼓吹	煬帝の功臣	隋書 61
623	李 氏	40	平陽公主		前後羽葆鼓吹・大輅・麾幢	※唐高祖の女	舊唐書 58
643	魏 徵	40	鄭 公	司空	羽葆鼓吹	太宗の宰相	舊唐書 71
649	李 靖	40	衛 公	司徒	羽葆鼓吹	"	舊唐書 67
752	李林甫	?	晉 公	太尉		玄宗の宰相	舊唐書 106

備考欄の※は帝室。

が、陳の武帝陳霸先（五〇三―五五九）も、受禪直前、三十人を受けるにとどまった（假に「陳霸先の故事」と呼ぶ）。長期的に見れば、恩賜の虎賁が衰退の一途をたどっているのは明らかである。

虎賁班劍統制の動きは、早くも宋中期に顕在化する。『宋書』卷六・孝武帝紀・大明元年（四五七年）三月壬戌の條に、制すらく、大臣の加えられしところの班劍、宮城門に入るを得ずと。

とあるように、宋孝武帝（在位四五四―四六四）の時代、ついに虎賁班劍の入殿が禁止されたのである。その存在意義に關わる措置と言わねばならない。同上卷十八・禮志五に、

世祖侯王の強盛なるを嫌ひ、減削を加えんと欲す。其の年〔孝建二年（四五五年）〕十月己未、大司馬江夏王義恭・驃騎大將軍竟陵王誕、表して諸王の車服制度を改革すること、凡て九條、……上因りて有司に諷し更に條目を増廣せしむ。奏して曰く、「……諸鎮の常行、車の前後は六隊を過ぐるを得ず。白直・夾轂は其の限りに在らず。刀は銀銅もて飾りと爲すを過ぐるを得ず。……」と。

とあるように、皇太子劉劭、南郡王劉義宣の反亂を経験した孝武帝は、宰相・諸王の權力削滅策を露骨に推進していたのである。⁽²⁸⁾

上に「六隊」と制限されたものは、『南齊書』卷三十五・高祖十二王・長沙王蕭晃傳に、

諸王の京師に在るもの、唯だ捉刀左右四十人を置くのみ。

とあるように、南齊の諸王が設置を許された「捉刀」の類を指すのだろう。また、規制の対象外とされた「白直・夾轂」は實質的な親衛隊と思われるが、同上卷二十二・豫章王蕭嶷傳に、⁽²⁹⁾

世祖即位するや、位を太尉に進められ、兵佐を置き、侍中を解き、班劍を増して三十人と爲す〔四八二年〕。……啓して自ら陳して曰く、「臣朝に還りてより、便ち儀刀を省き、捉刀左右十餘も亦た省く。唯だ郊外に遠行するに、或いは復た暫く有るも、入殿すれば亦た服身を省く。今牽いる所の仗は、二俠轂・二白直、共に七八十人なり。……」と。

上答えて曰く、「儀刀・捉刀、應に省くべからざるなり。俠戟・白直、乃ち共に百五十人たるべし。……」と。
 とあるように、これらも南齊になると、嚴重に統制されていたことが窺われる。なお、儀刀とは、『宋史』儀衛志六に、
 御刀、晉宋以來これ有り。……又、儀刀、制此と同じ、悉く銀を以て飾る。王公も亦たこれを給せられる。

とあるように、班劍とほとんど同じ目的で制定されたレプリカの刀劍を指し、捉刀も同類と推測される。蕭嶷傳のいう「儀刀」が班劍の言い替えである可能性も否定できないが、いずれにしても、恩賜の虎賁を細分化（たとえば、班劍―儀刀―捉刀という序列化）しつつ、その權威を臣下の手から回収しようとする意圖が窺われる。

齊梁時代、虎賁班劍の賜與が退潮傾向を示すのとは對照的に、「親信」なるものの賜與が目立ち始める。『南齊書』卷四十二・王晏傳に、

（永明）十年〔四九二年〕、改めて散騎常侍・金紫光祿大夫を授けられ、親信二十人を給され、（南徐州）中正たること故の如し。……延興元年〔四九四年〕、尙書令に轉じ、後將軍を加えられ、侍中・中正たること故の如し。曲江縣侯に封ぜられ、邑は千戸。鼓吹一部を給され、甲仗五十人もて入殿す。……建武元年〔四九四年〕、驃騎大將軍に進號し、班劍二十人を給され、侍中・令・中正たること故の如し。

とあるように、虎賁班劍とは別の基準で使い分けられていたことが窺われる。「恩信」「親待」「衛史」なども同類と見られ、表7に示したように、西晉末頃から記録に現れる。被賜與者は、少數の例外を除き、光祿勳所屬の左右光祿大夫以下――のちの文散官につながる官職を本官としているものに限られる。同上卷十六・百官志・光祿勳の條に、

諸大夫の官、皆な舊齒老年なるものを處し、重き者には親信二十人を加う。

とあるように、諸大夫を授けられた元老に賜與される儀仗兵が、親信なのである。おそらく、東晉以前の虎賁が擔っていた機能のうち、引退する大臣への恩給という側面が分離し、親信へと繼承されたのだらう。

いっぽう、北魏における班劍賜與の事例はごく僅かであるが、前節で指摘した「霍光の故事」と同様、孝文帝の時代に

表7 親信（恩信・衛史・親待など）の賜與

時 代	姓 名	年 歳	官 爵	備 考	出典巻数
291	王 戎	50	光祿大夫・中書令	「恩信」と表記。	晉書 43
292	司馬越	50	東海王 輔國將軍・尚書右僕射	〃	晉書 59
333	陸 玩	30	侍中・司空・尚書令	卷 77 本伝→「羽林四十人」。	晉書 78
333	孔 愉	20	尚書左僕射・東海王師		〃
429	王敬弘	20	侍中・特進・左光祿大夫		宋書 66
453	顏延之	30	金紫光祿大夫・湘東王師		宋書 73
455	沈慶之	50	始興公	「衛史」と表記。	宋書 77
465	劉遵考	30	侍中・特進・右光祿大夫・崇憲太僕	「親待」と表記。	宋書 51
465	謝 莊	20	散騎常侍・金紫光祿大夫・中書令・尋陽王師		宋書 85
472	張 永	20	侍中・右光祿大夫・安成王師		宋書 53
479	王 琨	20	侍中・特進・右光祿大夫・弘訓太僕・武陵王師		南齊書 32
485	張 緒	20	散騎常侍・金紫光祿大夫・南郡王師		南齊書 33
492	王 晏	20	散騎常侍・金紫光祿大夫・南徐州大中正		南齊書 42
492	沈文季	20	散騎常侍・金紫光祿大夫		南齊書 44
493	張 瓌	20	散騎常侍・金紫光祿大夫		南齊書 24
494	〃	20	給事中・金紫光祿大夫		〃
502	夏侯詳	20	侍中・右光祿大夫		梁書 10
507	〃	20	侍中・右光祿大夫		〃
506	柳 暕	20	散騎常侍・金紫光祿大夫		梁書 12
507	王 份	20	散騎常侍・金紫光祿大夫・南徐州大中正		梁書 21
508	〃	40	散騎常侍・右光祿大夫		〃
510	范 岫	20	金紫光祿大夫		梁書 26
514	蕭 偉	40	南平王 金紫光祿大夫		梁書 22
515	孫 謙	20	光祿大夫		梁書 53
515	元 雍	20	高陽王 侍中・太保・太尉		魏書 21 上
525	徐 勉	20	中衛將軍・中書令		梁書 25
531	〃	40	侍中・特進・中衛將軍・右光祿大夫		〃
527	袁 昂	30	中衛將軍・中書監・國子祭酒		梁書 31
533	〃	80	侍中・特進・司空・左光祿大夫		〃
528	蕭 琛	20	特進・金紫光祿大夫		梁書 26
537	謝 舉	20	右光祿大夫		梁書 37
566	王 沖	10	特進・左光祿大夫・丹陽尹		陳書 17

現れており、太和の官制改革との関連が窺われる。⁽³⁰⁾『魏書』卷二十一上・獻文六王・高陽王元雍傳に、

肅宗政を覽るや、使持節・司州牧・侍中・太師・錄尚書に除せられしこと故の如し。……雍に詔し車に乗りて大司馬門より出入せしめ、位を丞相に進め、羽葆鼓吹を給し、班劍を倍加す〔同上卷九・肅宗紀・正光元年九月戊戌の條では「四十人」〕。

とあるように、輔政の宰相への殊禮という基本條件は、南朝の場合とかわらない。だが、虎賁班劍の北朝

における歴史は短く、管見の限り、北魏の分裂以降、追贈を除けば、生前賜與の事例は皆無である。隋唐の統一とともに、恩賜としての虎賁班劍はほぼその使命を終えたことが窺われる。

おわりに

本論で述べたことは、表8の通りである。漢六朝期、虎賁の保有数はいくつかの境界線を形成していた。百人が天子と人臣を隔つ境界線上に位置し、これを大きく越える九錫の三百人は、保有者がすでに「非人臣」たることを示す。魏晉以降、百人は國葬の殊禮——「霍光の故事」に封印され、事實上、「諸葛亮の故事」の六十人が上限となる。これも晉宋交代期をへて、「王弘の故事」——葬禮に限定され、生前賜與の最大値は四十人、南朝末には三十人にまで下る。いっぽう、北朝では北魏孝文帝期、おそらく南朝の制度にならって採用されたものと考えられるが、まもなく「尉元の故事」などの葬禮に還元され、唐初まで存続する。

興味深いのは、虎賁の保有数が天子を頂點に序列化・體系化されていた事實である。天子と臣下が儀禮を共有することは、何を意味するのか。兩者の垣根が意外にも低く、様々な儀禮を介し、連續性ないし雙方向性を有していたこと、言いかえるならば、皇帝權力が未だ絶對的な地位を確立していなかったことの表れなのではないか。

ところで、虎賁班劍の生前賜與の最後は、『舊唐書』卷二・太宗紀上・武德四年（六二二）の條に、

高祖古よりの舊官殊功に稱ざるを以て、乃ち別に徽號を表し、用て勳德を旌わさんとす。十月、天策上將・陝東道大行臺を加號し、位は王公の上に在り。邑二萬戸を増し、前と通じて三萬戸。金輅一乘・袞冕の服・玉璧一雙・黃金六千斤・前後部鼓吹及び九部の樂・班劍四十人を賜る。

とあり、同上卷六十四・高祖二十二子・巢王李元吉傳に、

世充平ぐや、司空を拜し、餘官は故の如し。袞冕の服・前後部鼓吹樂二部・班劍二十人・黃金二千斤を加賜さる。

ここで十分に論じる餘裕はないが、天策上將は漢六朝的な宰相職の究極相、天策府（プラス秦王府）は最後の幕府＝霸府、したがって、李世民は、前漢の霍光以來、斷續的に置かれてきた「輔政」の宰相の最後の任官者だったと考えられる。⁽³¹⁾とすれば、恩賜の虎賁班劍の歴史は中國に輔政という政治形態が存在した期間と一致している。

恩賜の虎賁班劍がもつ究極的な含意は軍事權の委任にはかならず、國政を掌握した輔政の宰相を差別化するための殊禮だったとみてまちがいない。だからこそ、宋武帝や孝武帝の統制策に象徴されるように、皇帝權力は賜與の漸減を圖りつつ、權威の回收・一元化につとめたのではないか。⁽³²⁾なお言えば、「蕭何の故事」、「霍光の故事」など、種々の殊禮そのものが本質的に、輔政の宰相を主たる被賜與者として想定されたものではなかったか。そのことのもつ意味は何か。残された課題である。

註

(1) 皇帝祭祀については、近年、金子修一氏の諸研究があり、

「皇帝祭祀の展開」(『岩波講座世界歴史(新版) 第九卷——中華の分裂と再生』岩波書店、一九九九年)にはその概容が示されている。朝廷儀禮については、渡邊信一郎『天空の玉座——中國古代帝國の朝政と儀禮——』(柏書房、一九九六年)などがあり、輿服については、小林聰『六朝時代の印綬冠服規定に関する基礎的考察——『宋書』禮志にみえる規定を中心として——』(『史淵』第百三十輯、一九九三年)などの諸研究がある。

(2) 宋の徐天麟『西漢會要』卷四十二・職官十二、同『東漢會要』卷二十五・職官七は「恩賜」の項目をもうけ、特殊な恩賜の事例を列挙したうえ、その他を「常賜」として一括す

る。また、清の朱銘盤『南朝宋會要』、『南朝齊會要』、『南朝梁會要』、『南朝陳會要』も「恩賜」の項目を設けるが、常賜の区分はなく、當該時期の恩賜を羅列するにとどまる。

(3) たとえば、清木場東『帝賜の構造——唐代財政史研究 支出編』(中國書店、一九九七年)は、唐代の財政支出に占める「帝賜」の比重を高く評價する。

(4) 尾形勇『中國古代の「家」と國家』(岩波書店、一九七九年)第二章「自稱形式より見たる君臣關係」第二節『「臣某」形式の制度的位置』は、「殊禮」を「臣下の一部の者に對して、特別の禮儀を以てこれを厚遇すること」と規定し、岡安勇『中國古代における「客禮」の禮遇形式——匈奴呼韓邪單于への禮遇を手掛りとして——』(『東方學』第七十四輯、

一九八七年)もこれを支持する。

- (5) 不臣の禮、および「蕭何故事」の事例については、尾形前掲書・第二章第二節を参照。

- (6) 霍光の葬儀、ならびに前漢時代の陵墓・副葬品については、劉慶柱・李毓芳著、來村多加史譯『前漢皇帝陵の研究』(學生社、一九九一年)第一部第五章「武帝茂陵」、第二章「前漢皇帝陵の形態」を参照。

- (7) 霍光の輔政については、西嶋定生『中國古代國家と東アジア世界』(東京大學出版會、一九八三年)第一篇第七章「武帝の死——『鹽鐵論』の政治史的背景——」、および富田健之「大司馬大將軍霍光」(『新潟大學教育學部紀要』(人文・社會科學編)第三十五卷第二號、一九九四年)、同「前漢中期の政治構造と『霍氏政權』」(『新潟史學』第三十五號、一九九五年)などを参照。

- (8) 漢代、故事が法的根據を與えていたことについては、邢義田『秦漢史論稿』(東大圖書公司、一九八七年、臺北)甲部九「從『如故事』和『便宜從事』看漢代行政中的經常與權變」を参照。

- (9) 漢中央軍については、濱口重國『秦漢隋唐史の研究』(東大出版會、一九六六年)上巻・第一部第五章「前漢の南北軍に就いて」、第六章「兩漢の中央諸軍に就いて」を参照。

- (10) 『後漢書』本紀二・明帝紀・永平二年九月の條によれば、沛王劉輔・楚王劉英・濟南王劉康・淮陽王劉延(以上、光武帝の子)、および東海王劉政(光武帝の長子劉彊の子)の入朝が確認できる。

- (11) なお、官騎の語源について、前掲『後漢書』中山王劉焉傳・李賢注の引く『漢官儀』は「驃騎、王家は官騎と名づく」——諸王家所屬の騎兵とするが、將軍・太尉への支給を

考えれば、違った解釋も可能となる。後漢時代、「(中)黃門從官」という官職・兵士が散見する(『後漢書』列傳五十六・陳蕃傳、『魏志』卷一・武帝紀注引『續漢書』など)。

中黃門は宦官兵であるから、「從官」は、文字どおり、「官」——天子に屬從することを指すのだから。虎賁官騎が「虎賁從官騎」の略語だったとすれば、「天子を護衛する禁兵」というほどの意味が想定されるが、とりあえず、推測にとどめたい。

- (12) 徐邈は東晉孝武帝の學術顧問として重用され、散騎常侍、太子前衛率などを歴任し、皇太子(のちの安帝)の教育係もつとめた(『晉書』卷九十一・儒林傳)。

- (13) 班劍については、周一良『魏晉南北朝史札記』(中華書局、一九八五年、北京)『南史』札記、および小林聰「魏晉南北朝時代の帶劍・簪筆に關する規定について——梁の武帝による着用規定の改變を中心に——」(『埼玉大學紀要教育學部』(人文・社會科學Ⅲ)第四十六卷第一號、一九九七年)も参照。

- (14) 六朝時代における侍衛組織の淵源と變遷については、菊池英夫「六朝軍帥の親軍についての一考察」(『東洋史研究』第十八卷第一號、一九五九年)を参照。

- (15) 禪讓革命の概容については、宮川尙志「六朝史研究——政治・社會篇」(日本學術振興會、一九五六年)第二章「禪讓

による王朝革命の研究」を参照。

- (16) なお、陳漢平『西周冊命制度研究』（學林出版社、一九八六年、上海）第五章「冊命賜物及輿服制度」によれば、「三百人」という人数は、諸侯封建の際に贈與される氏族集團の基本単位だったという。

- (17) 『後漢書』列傳五十一・黃瓊傳に、

元嘉元年（一一一年）、……特進胡廣・太常羊溥・司隸校尉祝恬・太中大夫邊韶ら、咸く冀の勳德を稱し、其の制度・寶賞、以て宜しく周公に比し、これに山川・土田・附庸を錫うべしとす。瓊獨り建議して曰く、「……冀鄧禹に比し、四縣を合食し、賞賜の差、霍光に同じうすべし、……」と。朝廷これに従う。

とあるように、息のかかった公卿に「周公に比」した殊禮＝九錫の授與を建議させるが、司空黃瓊の反對により、蕭何・霍光・鄧禹に比した殊禮（列傳二十四・梁冀傳）にとどめられたという。

- (18) なお、曹操の侍衛は「虎士」と稱された（『後漢書』列傳七十四・列女・蔡文姬傳、『魏志』卷十八・許褚傳など）。九錫拜受以前に現れることから、記録にはないが、獻帝奉戴（一九六年）直後、董卓や袁紹と同等の、虎賁を含む殊禮を受けた可能性がある。

- (19) 『晉書』卷二十三・樂志下に、
蚩尤魼魅を帥いて黃帝と涿鹿に戦う。帝乃ち始めて命じて角を吹かしめ龍鳴と爲し以てこれを禦ぐ。……乘輿以て武樂と爲す。後漢以て邊將に給す。和帝の時、萬人の

將軍これを用いるを得。

とあるように、黃帝の故事にちなむ鼓吹は、もちろん天子の軍禮である。

- (20) 東海王劉彊の葬儀については、大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二年）第四篇第二章「後漢の將軍と將軍假節」第六節「節を授けられる官職——その二」も参照。

なお、東海王と清河王は廢太子、かつ清河王は安帝の實父でもあった。また、驃騎將軍を拜して兄の明帝を補佐した東平王は、後漢代、唯一政權に参畫した諸王である。

- (21) 桓溫の專制——廢立から簡文帝の遺詔をめぐる政局の動きについては、田餘慶『東晉門閥政治』（北京大學出版社、一九八九年、北京）所收「桓溫的先世和桓溫北伐問題」を参照。

- (22) 曲蓋は、『太平御覽』卷七百二・服用部四・蓋の條引く崔豹『古今註』に、

曲蓋、太公の作りし所たり。武王紂を伐つや、大風蓋を折る。太公折蓋の形に因みて曲蓋を制す。戰國常に以て將軍に賜り、漢朝より乘輿これを用う。

とあるように、武王の故事、もしくは太公望の制作によるものと伝えられ、漢以降、使用は天子に限られた。ただし、

『晉書』卷六十五・王導傳に、

いま郡に臨むもの、賢愚豪賤を問わず、皆な重號（將軍）を加えられ、輒ち鼓（吹・曲）蓋あること、動もすれば相い準らる。時に得ざる者あらば、或いは恥辱と爲す。

とあるように、兩晉交代期、鼓吹とともに濫發されていたらしい。「諸葛亮の故事」に曲蓋の記載がないのは、かかる状況を反映しているのかもしれない。

- (23) 楊駿の輔政については、福原啓郎『西晉の武帝—司馬炎』(白帝社、一九九五年)を参照。

- (24) 諸葛亮の輔政については、拙稿「諸葛亮・北伐軍團の組織と編制について—蜀漢における軍府の發展形態—」(『東北大學東洋史論集』第四輯、一九九〇年)を参照。

- (25) 褚淵と王儉については、前掲宮川書・第二章「禪讓による王朝革命の研究」第七節「宋の順帝↓南齊の高帝(蕭道成)の場合」、および安田二郎「南朝貴族制社會の變革と道德・倫理—袁粲・褚淵評を中心に—」(『東北大學文學部研究年報』第三十四號、一九八五年)、狩野直禎「王儉傳の一考察」(『中國貴族制社會の研究』京都大學人文科學研究所、一九八七年所收)などを参照。

- (26) 宋武帝の顧命をうけた司空・錄尚書事・揚州刺史の徐羨之(三六四—四二六)が班劍三十人、中書令の傅亮(三七四—四二六)・領軍將軍の謝晦(三九〇—四二六)・鎮北將軍の檀道濟(？—四三六)が各々二十人を賜った(表5を参照)のは、遺詔が遵守された結果である。

- (27) ただし、『宋書』卷九・後廢帝紀・泰豫元年(四七二年)五月戊辰の條に、

班劍、舊に依り入殿せしむ。

とあるように、明帝死後、解除される。顧命を受けた袁粲ら(表5を参照)に對する優遇措置なのだろう。

- (28) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み—劉義康と劉劭の事件を手がかりに—」(『名古屋大學東洋史研究報告』第二號、一九七三年)、越智重明「魏晉南朝の人と社會」(『研文出版、一九八五年』第四章「宋の孝武帝とその時代」)などを参照。

- (29) 「白直」については、菊池前掲(14)論文を参照。「來轍」については、『資治通鑑』卷百二十九・宋記十一・孝武帝大明五年四月丙午の條・胡三省注に、「宋の諸王に來轍隊あり。蓋し左右の親兵ならん。出れば則ち車を夾み衛と爲ればなり。」という的確な指摘がある。

- (30) 孝文帝の官制改革が南朝の影響を受けたことについては、宮崎市定『九品官人法の研究—科舉前史—』(『東洋史研究會、一九五六年』第五章第三節「孝文帝の新官制」)を参照。

- (31) 李世民的權力基盤となった秦王府、陝東道大行臺、天策府の機構・人的構成については、布目潮溫「隋唐史研究」(『同朋舍、一九六八年』下篇・第二章「秦王世民」)を参照。

- (32) 『新唐書』卷二十三上・儀衛志上・大駕鹵簿の條に、
次いで左右衛將軍二人、左右に分ち、班劍・儀刀を領す。各々一人従う。次いで班劍・儀刀、左右廂各々十二行。第一は左右衛親衛各々五十三人、……第四は左右衛勳衛各々五十九人、各々金銅裝の班劍、纁朱綬紛なるを執る。第五は左右衛翊衛各々六十一人、……第八は左右衛衛衛各々六十七人、各々金銅裝の儀刀、綠綬綬紛なるを執る。第九は左右武衛翊衛各々六十九人、……第十二は

左右金吾衛翊衛衛各々七十五人、各々銀裝の儀刀、紫黃綬
紛なるを執る。

とあるように、唐代、天子の鹵簿を護衛する十二衛の兵士は

班劍・儀刀を裝備した。『宋史』卷百四十五・儀衛志三・國
初鹵簿にも「班劍儀刀隊」が見える。唐以後、班劍が皇帝の
專有物となった状況を示すものである。

At this time the office of Da-xing ling was renamed Da hong-lu, and the title Xing-ren reverted to the former Da-xing. Da hong-lu, meaning the director of the Hong-lu, is thought to have been a some sort of official title, which had been established in the time of Jing di, under the jurisdiction of the Dian-ke. Fifthly, thereafter the administration of the Feudatory Princes became the central responsibility of the office, and after the office of Supervisor of Dependent Countries had been incorporated into the office in the first year of He-ping 河平 in the reign of Cheng di 成帝 (B. C. 28), no further major changes were witnessed in the Da hong-lu. Sixthly, because the offices in jurisdiction Dian-ke had come to be charged with the Adjunct Marquises and Feudatory Princes due to their involvement with the administration of credentials 印綬, also resulting in their being involved in administering the statuses of both Han and subject peoples, the offices thus came to administer elevation to nobility 爵 during the second half of the Former Han. Seventhly, due to their involvement with the bestowal and removal of credentials in addition to being charged with both the administration of subject peoples, the offices within the jurisdiction of the Dian-ke can be characterized as having been deeply involved in the fundamental rule of the Qin and Han states.

**A CONSIDERATION OF THE HU-BEN BAN-JIAN 虎
賁班劍, THE VARIEGATED SWORD OF SOLDIERS
BRAVE AS TIGERS: TALES OF ORIGINS AND
IMPERIALLY BESTOWED GIFTS AND SPECIAL
PRIVILEGES IN THE HAN AND SIX DYNASTIES**

ISHII Hitoshi

The term en-ci 恩賜 refers to the various types of gifts or privileges bestowed by the emperor on his subjects. Among these gifts and privileges were special ones called shu-li 殊禮. In this article I take up the case of the Hu-ben ban-jian 虎賁班劍, a variegated sword of the soldiers brave as tigers, which is representative of the special privileges bestowed in the Han

and Six Dynasties periods, and then consider its historical significance.

The term hu-ben 虎賁, literally brave as a tiger, originally designated a soldier in the emperor's service, but in the period of the Han and Six Dynasties ornamental arms bestowed on subjects were given this appellation. The ban-jian 班劍 was a wooden replica of a sword which had been used at court since Jin 晉 times. The soldiers, hu-ben, decorated with the ban-jian, were thus known as hu-ben ban-jian (abbreviated ban-jian).

It is thought that the imperial bestowal of the Hu-ben ban-jian was a special privilege granted to distinguish Grand Councilors 宰相 who held the honorary title Bulwark of Government 輔政 (or other officials of equally exalted status) and that the numbers of possessors allotted on one constituted various status boundaries. The number of the emperor's hu-ben, Warriors Brave as Tigers, was conceived as ideally numbering eight hundred. Those allotted one hundred sword-bearers were situated on the boundary between the emperor and his subjects, but the bestowal of the even larger number of three hundred sword-bearers (one of the nine types of awards 九錫) indicated the recipient was no longer a subject. Thus, the number bestowed was limited to one hundred for national funeral rites on the basis of the "the tale of Huo Guang 霍光" (General-in-chief Serving as Commander-in-chief 大司馬大將軍 of the Former Han), following the Wei and Jin periods, but, in reality, an upper limit of sword possessors who might be bestowed on a subject was set at sixty on the basis of the "the tale of Zhu-ge Liang 諸葛亮" (Counselor-in-chief 丞相 of the state of Shu 蜀 of the Three Kingdoms). However, following the period of the alternating Jin and Song dynasties, this number was limited to those bestowed at funerals on the basis of "the tale of Wang Hong 王弘" (the Grand Guardian of the Song 宋). The greatest number bestowed on a living recipient was forty under Liu Yu 劉裕, Wu di of the Song, and this number was further reduced to thirty in the late Southern Dynasties period. On the other hand, under the Northern Dynasties, Xiao-wen di 孝文帝 of the Northern Wei 北魏, in what is thought to have probably been an adoption of Southern practice, soon limited the practice to funeral rites on the basis of "the Tale of Wei Yuan 尉元" (An Elder 三老 of Northern Wei), and this practice was continued into the early Tang. The practice of bestowing hu-ben ban-jian on living recipients ceased with Tai zong's 太宗 award to

Li Shi-min 李世民 and his brothers, and posthumous awards also ceased after the Zhen-guan 貞觀 era.

The numbers of the hu-ben ban-jian bestowed within the hierarchy in which the emperor stood at the apex indicates that the emperor's authority in the Han and Six Dynasties had yet to be established as absolute. Therefore, the aim of imperial authority to gradually reduce the number of bestowals on subjects can be understood as an effort to centralize imperial authority.

METHODS OF ANALYZING SONG POLITICAL RECORDS, EMPLOYING OFFICIAL RECORDS OF ADMINISTRATIVE AFFAIRS AND PRIVATE DIARIES

HIRATA Shigeki

The study of the political history of the Song has progressed by focusing on such privately edited chronicles as the representative *Xu zi-ci tong-jian zhang-bian* 續資治通鑑長編 of Li Tao 李燾. These historical chronicles were composed mainly by using official historical records such as court diaries 起居注, records of administrative affairs 時政記, daily calendars 日曆, veritable records 實錄, and national histories 國史, and secondarily by using private 私史 and unofficial histories 野史, epitaphs 墓誌 and accounts of conduct 行狀 etc.

In this paper, I have attempted to reconstruct the original sources which were used in the compilatory process of the privately compiled chronicles, by means of using the authoritative sources and other original materials mentioned in the annotations, and also to consider the character of the compilatory process of political records in the Song and the close relations between the officially compiled historical records and the political structure of the Song. The results of these considerations are as follows.

First, in the process of compiling officially edited historical records, a daily calendar would be compiled on the basis of the court diary and record of administrative affairs, then a veritable record would be compiled